

随意契約理由書

件名	上西服山橋緊急補修工事	
契約の相手方	六神建設有限会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、令和2年12月4日に制限付一般競争入札に付したが、応札がなく入札中止となった案件である。 上西服山橋は側道橋が損傷しており、早急な補修が状態であるため、早期の着工が必要である。 上記業者は中部建設事務所管内の歩道橋撤去工事や災害復旧工事の実績があることから、円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当するため、上記業者に随意契約を行い、早期の工事着手を図る。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局道路工務課 建設局中部建設事務所	(電話番号 595-6428) (電話番号 511-0515)